

保険医療機関における書面揭示事項

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について

当院は療養担当規則に則り、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で交付していません。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

後発医薬品使用体制加算/一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。医薬品の供給状況によって、投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたっては医師より説明いたします。当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

先発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で先発医薬品を希望される場合は、特別の料金(先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金)をお支払いいただきます。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は除きます。
※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して質の高い診療を行います。また、マイナ保険証の利用促進、およびマイナポータルの医療情報等に基づく健康管理に関わるご相談に応じる体制を整えています。電子処方箋を発行する体制を有しており、電子カルテ情報共有サービスは今後導入予定としています。

長期処方について

当院では患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うことが可能です。(※長期処方の可否は病状に応じて医師が判断いたします)

令和8年6月改定

すがわら整形外科クリニック

当院の施設基準について

厚生労働省の定める施設基準に係る届出が受理された事項は次のとおりです。

- ・ 運動器リハビリテーション料(I)
- ・ 小児運動器疾患指導管理料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料
- ・ 電子的診療情報連携体制加算
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料(3)
- ・ 酸素の購入単価

令和8年6月1日現在